

件名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び愛媛県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例								
主管課	警察本部生活環境課								
根拠法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号） 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）								
内容	<p>【改正の概要】</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成27年政令第382号）により風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部が改正されることに伴い、これらの条例の一部を改正した。</p> <p>【改正の要点】</p> <p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例</p> <p>(1) 接待飲食等営業及びまあじやん営業の営業延長許容地域の一部見直し 営業延長時間については、引き続き午前1時までとし、風俗営業等の営業所が減少している松山市道後地区については、指定基準を踏まえ、風俗営業がない地域を除外して営業延長許容地域を縮小した。 その他の営業延長許容地域は現行どおりとする。</p> <p>(2) ゲームセンターへの16歳未満の者の夜間立入制限の見直し 16歳未満の者について、法が許容する午後10時前まで立入らせることができることとするが、年少者の犯罪被害防止・健全育成の観点から、営業者の遵守事項として、16歳未満の者については、午後6時以後は保護者の同伴を求めることとした。</p> <p>(3) 風俗環境保全協議会の設置地域の指定 接待飲食等営業及びまあじやん営業の営業延長許容地域と同一の地域を指定した。</p> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第11項の許可営業として新設される「特定遊興飲食店営業」の営業所設置許容地域、営業時間その他の規制に関する規定の整備</p> <p>ア 営業所設置許容地域 政令が定める指定基準に基づき、接待飲食等営業及びまあじやん営業の営業延長許容地域と同一の地域から、病院等の周囲10mを除く地域とした。</p> <p>イ 営業時間 深夜から引き続き営業する場合は、午前6時後午前9時以前の時間において営業を禁止する。</p> <p>ウ 騒音及び振動の規制 現行の条例が定めている深夜における風俗営業及び飲食店営業に係る規制数値と同一とする。</p> <p>エ 遵守事項 風俗営業者と同様の遵守事項を定めるほか、16歳未満の者について午後6時以後は保護者の同伴を求める規定を設ける。</p> <p>(5) 手数料（主なもの）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請事務</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 許可申請</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td>2 許可証再交付申請</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>3 営業所の構造又は設備の変更の承認申請</td> <td>9,900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 愛媛県迷惑行為防止条例 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い規定の整備を行ったもの。</p>	申請事務	手数料	1 許可申請	24,000円	2 許可証再交付申請	1,100円	3 営業所の構造又は設備の変更の承認申請	9,900円
申請事務	手数料								
1 許可申請	24,000円								
2 許可証再交付申請	1,100円								
3 営業所の構造又は設備の変更の承認申請	9,900円								
施行日	平成28年6月23日								
	【その他参考事項】								